

# 令和2年度 全国保育士会 事業計画

～「子ども主体の保育」の理解促進と質の向上をめざして～

## I 情勢認識および事業の大きな柱

保育ニーズの増大が続くなか、幼児教育・保育の無償化や、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針の決定、保育所における自己評価ガイドライン【改訂版】の適用など、子どもの育ちと保育をめぐる状況が大きく変化する一方、保育人材の不足が続いています。しかし、そうしたなかにおいても、子どもを中心に考えた保育の質を確保・向上することが何より重要です。

また、児童虐待や子どもの貧困などの課題が深刻化・複雑化するなか、令和元年6月には改正児童福祉法等が成立し、児童虐待防止対策のより一層の強化が図られることとなりました。保育所・認定こども園等で働く保育士・保育教諭等は、日ごろの保育を通して、子どもや保護者のささいな変化にいち早く気づき、支援することが期待されます。そして、保育士・保育教諭等自身が、「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」について、常に意識を高めていくことも忘れてはならないことです。

加えて、保育士・保育教諭等の処遇改善とともに、若い世代への保育の仕事の理解促進、保育の魅力の発信によって、保育の人材の確保と養成をすすめるとともに、誇りとやりがいをもって働き続けられる職場づくりに取り組むことが必要です。

これらを踏まえ、令和2年度、本会は、全国保育士会倫理綱領にもとづき、「子ども主体の保育」の理解促進と質の向上をめざして、次の4つの柱に沿って事業に取り組みます。

### 【保育士会事業の大きな柱】

1. 子どもが豊かに育つ、より質の高い保育の実現のための取り組み
2. 専門性の向上を実現するための環境構築の取り組み
3. 養護と教育が一体となった保育に対する  
保護者・地域社会からの理解促進のための取り組み
4. 災害被災地保育士の支援

## Ⅱ 重点事業の概要

### 1. 食育の意義の周知

- 令和元年度に作成した「食育の『言語化』報告書（仮）」の周知を図るとともに、保育関係者、保護者、地域の関係者など、対象者別のパンフレットを作成し、保育所等が取り組んでいる食育の意義を発信することで、より一層理解を深める。また、同報告書およびパンフレットを活用し、内閣府や厚生労働省、農林水産省などに対しても、乳幼児期の食の重要性、自園調理の優位性などを伝える。

### 2. 児童虐待防止に向けた保育所等における取り組みの推進

- 令和元年度に作成した「児童虐待防止に関する保育者向け研修用ツール（仮）」の活用により、子どもや保護者と日常的に接する立場にある保育士・保育教諭が、不適切な養育が行われている場合にいち早く気づき、専門性を活かした支援につなげる。

### 3. 保育の魅力の発信

- 若い世代を想定し、保育の魅力ややりがいを発信するとともに、保育士・保育教諭の仕事について、正しく理解できるような情報提供を、保育現場の立場から進める。保育の仕事への正しい理解を進めることで、保育人材の確保につなげるとともに、保育現場での児童・生徒の見学や実習の受け入れを行う際の適切な対応にもつなげる。
- また、若い保育士を想定し、保育の楽しさを発信することで、あらためて保育の魅力ややりがいに気づいてもらい、定着や復職を促進する。

### 4. 保育士会組織の組織力強化

- 全国保育士会委員に対し、委員総会や委員連絡会議、各部会、研修会等の機会を通じ、各県・市および各園の取り組み・課題の共有、全国保育士会の取り組みの周知などを通じて、帰属意識の向上を図り、組織力の強化につなげる。
- 会員増に向けた取り組みとともに、会員名簿の更新や「保育士会だより」の内容充実、リーフレットを通じた全国保育士会の取り組み周知を通じて、会員の組織に対する帰属意識を向上させるとともに、各県・市組織の組織力強化に向けた働きかけを行う。

### Ⅲ 事業計画

#### 1. 子どもが豊かに育つ、より質の高い保育の実現のための取り組み

##### (1) 「全国保育士会倫理綱領」の普及と理解の拡充および理念に基づいた保育の質の向上と実践強化

- 都道府県・指定都市保育士会における全国保育士会倫理綱領の普及の取り組みを促進する。
- 全国保育士会倫理綱領の意義を伝えることで、全国保育士会倫理綱領の理念に基づいた質の高い保育の促進につなげる。

##### (2) 「保育士・保育教諭の研修体系」に基づく研修の提供

###### ① 「保育士・保育教諭の研修体系」に基づく研修の提供

- 体系化された研修内容と研修レベルで計画的な研修事業を企画・実施する。

###### ② 研修体系の活用の推進

- 各ブロックおよび、都道府県・指定都市保育士会等の組織において、体系化された研修内容が企画・実施されるよう、頒布・周知を行う。
- 実施する研修会が研修体系に基づいたものであることを参加者に周知する。

##### (3) 専門性の向上と生涯研修の実施

###### ① 第54回全国保育士会研究大会の開催（令和2年10月8日(木)～9日(金)／リンクステーションホール青森）

- 保育制度や保育を取り巻く社会の状況の変化をふまえつつ、保育研究・協議等により保育実践を一層深める。

###### ② 第47回全国保育士研修会の開催（令和3年2月25日(木)～26日(金)／神戸ポートピアホテル予定）

- 「保育士・保育教諭等の研修体系」に基づき、子ども・子育てをとりまく社会的課題を鑑みた、保育現場のニーズの高い研修内容を企画・実施する。

###### ③ 第33期主任保育士・主幹保育教諭特別講座の実施

- 主任保育士・主幹保育教諭および、リーダー的職員が講義の受講および実践研究をとおして、専門性や指導力を向上させる研修を実施する。
- 本講座のさらなる発展・強化をはかるため、中長期的な視点をもって本講座のあり方の検討を継続することとし、令和2年度は短期的視点での対応を実施する。

###### ④ 保育スーパーバイザー養成研修会（令和2年度は休止）

- 令和2年度は、本研修会の開催時期が東京オリンピック・パラリンピックの開催時期と重なり、宿泊施設や交通手段の確保が困難になることから、休止とする。
- 令和3年度の開催に向けて、運営の方針と企画内容を検討する。

###### ⑤ 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナーの開催

（令和3年2月17日(水)～18日(木)／全社協会議室）

- 保育をとりまく最新の現状、課題等について、講義・グループ討議等により情報を共有するとと

もに、課題等への対応方策を探るプログラムを企画実施する。

⑥ 「保育活動専門員」認定制度による専門性向上の推進

- 全保協と連携し、保育の現場ならびに地域におけるリーダーとして活躍する人材を育成することを目的として本制度を実施する。
- 本制度の積極的な周知により研修受講の促進につなげることで、保育の質の向上をはかる。

⑦ 「保育の個別計画」の推進による保育の質の向上の取り組み

- 都道府県・指定都市段階での研修の実施や、会員に向け、個別計画の取り組みを促進する。

⑧ 自己評価の推進および第三者評価事業を活用した保育の質の向上への取り組み

- 「保育所における自己評価ガイドライン【改訂版】」の周知に取り組むとともに、活用のための方策について検討する。
- 第三者評価事業を活用した保育の質の向上の推進に向けて周知をはかる。

#### (4) 保育所・認定こども園等による食育の推進

① 食育にかかる「言語化」の発信による周知と理解促進

- 「食育の『言語化』報告書(仮)」の周知を図るとともに、保育関係者、保護者、地域の関係者など、対象者別のパンフレットを作成し、保育所等が取り組んでいる食育の意義を発信する。また、同報告書およびパンフレットを活用し、内閣府や厚生労働省、農林水産省などに対しても、乳幼児期の食の重要性、自園調理の優位性などを伝える。
- あわせてパンフレット「食べることは生きること」の活用(研修会資料への同封等)により、自園調理の優位性を、広く社会に向け発信する。
- 特区において継続されている公立保育所における3歳未満児の給食外部搬入について、国の構造改革特別区域推進本部が、「2021年度までに改めて評価をおこなう。」と決定したことを受けて、必要に応じて、「食育の『言語化』報告書(仮)」を用いた意見書の提出など、状況に応じた活動につなげる。

② 全国保育士会食育推進ビジョンの普及

- 本会研修会や会議における唱和、研修会冊子等への掲載、各都道府県・指定都市組織ホームページへのビジョン掲載と活用などにより、全国的な周知と活用を促す。

③ 食育推進研修会の開催(令和2年6月11日(木)~12日(金)/新横浜プリンスホテル)

- 乳幼児の発達に即した食育や、アレルギー対応など、食育について理解を深めるとともに、職員が一体となって取り組む食育について学ぶ。

④ 第4次食育推進基本計画作成への対応

- 国の食育推進評価専門委員会に参画し、2021年度から計画期間となる第4次食育推進基本計画の策定に対し、保育現場の意見の反映に取り組む。

⑤ 食育推進委員会運営委員会の開催

- 食育推進研修会の企画、運営。また、子ども・子育てや、食に関連する制度動向に注視し、意見書の提出など、状況に応じた活動につなげる。

## (5) 児童虐待防止および子どもの貧困対応等への取り組み

### ① 児童虐待防止と対応に向けた子どもおよび保護者支援の取り組み

- 「保育者向け児童虐待に関する研修用ツール」を活用することにより、虐待の予防と早期発見につなげる。
- 「保育者向け児童虐待に関する研修用ツール」の園内研修での活用に向け、全国保育士会や都道府県・指定都市保育士会において、本ツールによる研修方法を広め、ツールの活用を促進する。

### ② 保育所・認定こども園における人権擁護のための取り組み

- 現場の保育士・保育教諭による「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた自己点検の実施を促進する。

### ③ 児童虐待防止推進月間および児童虐待防止オレンジリボン運動への協力

- 児童虐待防止推進月間およびオレンジリボン運動に協力し、児童虐待防止への意識啓発につとめる。

### ④ 子どもの貧困等への対応

- 全国保育士会委員および都道府県・指定都市保育士会、また会員の子どもの貧困に対する意識向上をめざす。

## (6) 障害のある子どもの保育と保護者支援

- 障害のある子どもの保育と保護者支援に関連する制度動向等に注視し、状況に応じて、委員ニュース等を通じた情報発信を行う。

## (7) 地域の子育て支援の推進

### ① 妊娠期からの切れ目のない子育て支援に向けた取り組み

- 妊娠期からの切れ目のない子育て支援の取り組みに向けて、他の種別協議会との連携を一層推進し、会報や研修会等を通じて、会員の理解促進に取り組む。

### ② 社会的養護との連携のあり方の検討

- 保育所・認定こども園における要保護児童等の支援にかかる理解促進と対応の充実を促進する。

### ③ 「保育士がこたえる子育て Q&A」の充実と普及

- ホームページを通じて、保護者が子育てのなかで感じる不安や疑問に答えることで、家庭での子どもの豊かな育ちへとつなげるとともに、保育士・保育教諭等の専門性に対する理解をすすめる。

### ④ 地域子育て支援を推進する保育士の支援

- 「全国保育士会会員バッジ」の一層の普及を促進し、保育士・保育教諭に加え、栄養士、給食員等も含めたバッジの保持者が、保育をつかさどる専門職の集団であることを、視覚的に地域や社会へ周知し、会員にとって組織への帰属意識を高めるツールとして拡充をはかる。

## (8) 保育実践研究の推進、支援

### ① 改訂版「保育を高める実践研究の手引き」の活用と関係機関への発信

- 「保育を高める実践研究の手引き」をもとに、保育士が実践研究に取り組む意義等を解説するこ

とにより、各都道府県・指定都市組織における研究事業の取り組みを促進するとともに、保育士の実践研究の質の向上をはかる。

## ② 「全国保育士会研究紀要」の刊行、活用の推進

- 『第 30 号全国保育士会研究紀要 2020』を刊行するとともに、今後の研究紀要のテーマについて検討を行う。
- 全国保育士会における論文のあり方を基盤として、より質の高い実践研究発表となるよう執筆者を支援する。

## ③ 研究奨励費助成の実施

- 第 54 回全国保育士会研究大会で発表する都道府県・指定都市組織（16 組織）に対し、「研究奨励費」の助成を実施する。

## ④ 「保育研究」の推進（学会発表助成の実施）

- 自発的な実践研究を促進し、知識の研鑽や自らの保育の振り返りにつなげることを目的として、学会発表助成を実施する。
- 本事業の運営・周知のあり方を検討し、実践研究に取り組む保育士への支援を強化する。

## 2. 専門性の向上を実現するための環境構築の取り組み

### （1）保育制度改革等への対応

#### ① 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にもとづく保育実践の推進

- 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領にもとづく「子ども 主体」の保育の実践と、子どもが豊かに育つ保育所・認定こども園および地域の保育環境の構築に取り組む。

#### ② 子ども・子育て支援新制度の今後の動向に向けた対応

- 子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る検討において、継続的に検討すべきとされた各項目について、必要に応じて全保協と協働して意見発信を行う。
- 特例措置による幼稚園教諭免許取得や保育教諭として働くための幼稚園教諭免許更新手続きを促進する。

#### ③ 地域における公益的な取り組みに関する理解の促進

- 地域における公益的な取り組みに関する周知を行う。

#### ④ 医療的ケアを必要とする子どもへの支援に関する理解の促進

- 会員の医療的ケア児の保育に対する理解を深める。

### （2）保育士・保育教諭の人材確保、養成、定着

#### ① 保育士・保育教諭の人材確保、養成、定着の推進

- 人材の確保と定着につなげるため、保育士・保育教諭の処遇改善および働き続けられる職場づくり、また、保育実習生の受け入れ体制づくり等について検討する。

#### ② 次世代への保育の仕事の理解促進

- 保育人材の確保・定着につなげるため、保育の仕事の正しい理解を進め、魅力を発信する。

- ③ 保育士資格の社会的位置付けや保育士の専門性の向上
  - 保育士・保育教諭の専門性や社会的な位置付けを明確にすることにより、関係者の理解促進や、働く職員の就業意欲の向上や処遇改善等につなげる。
- ④ 保育士・保育教諭のキャリアアップの確立
  - 保育所・認定こども園等で働く保育士・保育教諭が、自らの専門性を向上させながら、誇りとやりがいを持って働き続けることができるようなキャリアアップの仕組みが構築されるように、保育士・保育教諭のキャリアアップに向けた支援に取り組む。
- ⑤ 地域共生社会構築に向けた取り組みへの対応
  - 地域共生社会の構築に向けて取り組む。

### (3) 組織強化の推進

- ① 会員増に向けた取り組み
  - 都道府県・指定都市保育士会に対し、保育士会リーフレットの活用等による会員増に向けた取り組みの働きかけを行う。
- ② 会員名簿更新の実施
  - 会員名簿の更新を実施するとともに、引き続き、会員名簿未提出組織に対して会員名簿提出について働きかけを行う。
- ③ 永年勤続保育士等への感謝状の贈呈
  - 全国保育士会感謝状の贈呈を実施するとともに、受賞者名簿の作成および配布を行う。
- ④ 「令和2年度保育士会活動のしおり」の作成
- ⑤ その他組織強化のための取り組み（保育士会リーフレットの活用促進、未組織県への働きかけ）
  - 委員の組織参画意識の向上、組織力向上の促進を図るべく、各県・市組織における対応状況の把握と理解促進、全保協への協力要請・周知・理解促進を図る。
  - 全国保育士会の取り組みの周知がよりはかれるよう、保育士会リーフレットの活用促進を行う。

### (4) ブロック、都道府県・指定都市保育士会との連携推進

- ① 各種助成事業の実施（ブロック会長会議・リーダーセミナー助成、組織強化費の実施）
  - 引き続きブロック会長会議・リーダーセミナー助成を実施し、ブロックの保育士会活動を促進し、ブロック間の情報・課題の共有に努める。
- ② ブロック保育大会への協力
  - 令和2年度に開催される、各ブロック保育大会に正副会長を派遣する。
- ③ 各ブロック保育士会との意見交換の実施
  - 令和2年度に開催される、各ブロック保育大会の際に、都道府県・指定都市保育士会正副会長等と意見交換をはかる。

### (5) 会員および保育関係者への情報発信

- ① 全国保育士会ホームページの充実

- 会員および保育関係者への情報提供や全国保育士会の事業、その成果を掲載することで、本会の取り組みを会員・会員外へアピールする。
  - 会員専用ページを充実させ、会員の帰属意識の向上につなげるとともに、会員外に対して本会活動の周知と理解促進につなげる。
- ②「保育士会だより」による会員への情報提供（年6回／奇数月）
- 保育の質の向上につなげるため、最新の情報や会員が知りたい内容を提供する。
  - 「保育士会だより」を一人ひとりが手にすることで、会員であることの帰属意識を高める。
- ③「全国保育士会委員ニュース」の発行（随時）
- 全国保育士会委員や都道府県・指定都市保育士会事務局と本会の一体的な事業の推進につなげるため、制度動向や本会活動の取り組みについて迅速に情報提供する。
- ④『保育の友』の編集協力
- 『保育の友』と協力し、子どもを豊かに育むための保育の取り組みについて、関係者も含めて広く社会に発信する。
  - 本会の広報活動の拡大につなげるため、『保育の友』の販売拡大に協力する。

### 3. 養護と教育が一体となった保育に対する

#### 保護者・地域社会からの理解促進のための取り組み

##### (1) 保育（養護と教育）の専門性の明確化と発信の取り組み

- ①「命を育み、学ぶ意欲を育てます。」ポスター掲出呼びかけ
- ポスターの活用により、保護者や地域社会に保育について発信する。
- ② 保育解説 DVD の活用促進
- DVD の頒布促進により、保育内容を詳細に、より広い範囲の方へ発信することができ、保育への関心の向上と、理解の促進に寄与する。
- ③ 報告書「養護と教育が一体となった保育の言語化」の活用促進
- 報告書等の活用によって、保育者自身の、保育に対する理解の深まりを促進するとともに、社会・地域からの保育に対する理解の深まりの促進につなげる。
- ④「806の研究から厳選!! 保育実践における研究論文集」の活用促進
- 会員の保育実践に対する理解促進と、実践研究の推進に向けた周知を行う。

##### (2) 子どもの育ちの連続性を確保する小学校との連携強化

- パンフレット「子どもの育ちの連続性を確保するために～保育所・認定こども園から小学校への円滑な接続をめざして」等を通じて、小学校関係者の保育に対する理解促進および小学校との一層の連携強化に取り組む。

### 4. 災害被災地保育士の支援

## (1) 全国保育士会被災地支援スカンポ募金の実施

- 全国保育士会被災地支援スカンポ募金により、被災地の保育士会活動を支援する「災害緊急支援金」による対応や、「全国保育士会被災地支援事業」(下記)を実施する。
  - ① 災害で失われた研修会資料の提供
  - ② 被災地における子育て支援の取り組みへの助成
  - ③ リフレッシュ研修開催助成
  - ④ 研修会参加費助成
  - ⑤ ①から④以外の活動助成(スカンポ募金趣旨にそった活動等が対象)

## (2) 大規模自然災害発生への備え

- 大規模自然災害発生時・発生後の組織的な支援についての情報収集と共有を行う。
- 事例集「東日本大震災被災地における子どもの育ち」の周知を、全国保育士会ホームページや『保育の友』『ナウ・トピックス』等により行う。

## 5. 諸会議の開催

- (1) 委員総会の開催(2回)
- (2) 委員連絡会議の開催
- (3) 事業及び会計監査の実施
- (4) 常任委員会の開催(6回)
- (5) 正副会長会議の開催(6回)
- (6) 全保協・全国保育士会正副会長連絡会議の開催
- (7) 総務部会の開催(3回)
- (8) 制度・保育内容研究部会の開催(3回)
- (9) 研修部会の開催(4回)
- (10) 広報部会の開催(3回)
- (11) 大会運営委員会の開催(4回)
- (12) 研究紀要委員会の開催(2回)
- (13) 全保協・全国保育士会研修担当連絡会議の開催
- (14) 全保協・全国保育士会合同予算対策委員会の開催
- (15) その他必要な会議の開催

## 6. 関係団体との連携推進

- (1) 全社協との連携促進
- (2) 全保協との連携促進
- (3) 全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会との連携促進
- (4) 福利厚生センターへの協力
- (5) 各種専門職団体等との連携促進
- (6) アジア児童福祉施設等への支援
- (7) 健やか親子21推進協議会への参画
- (8) 食育推進評価専門委員会への参画